

小金井市情報公開・個人情報保護審議会委員公募選考基準

1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年10月1日施行）第3条第1項第2号による公募の委員です。
- (2) 役割 情報公開制度の運営及び個人情報の適切な取扱いに関する重要事項並びに情報システムの運用に係る重要事項について実施機関の諮問に応じ審議し、答申するほか、必要があると認めるときは、実施機関に対し建議することができます。
- (3) 任期 令和7年10月1日から令和9年9月30日まで
- (4) 会議 任期中に情報公開・個人情報保護審議会（不定期開催）に出席し、審議等に参画します。
なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。
（会長：11,000円、委員：10,000円）
※ 特別職の給与に関する条例 別表第3に基づき支給

2 募集と応募

- (1) 募集人員 6人以内
- (2) 募集対象 市内在住（市内に住所を有する）の18歳以上（令和7年10月1日現在）で情報公開及び個人情報保護制度に関心のある方
ただし、既に市が設置している附属機関等の委員の方は、原則として一つまでしか他の附属機関等の委員を兼ねることができません。また、市の関係者（市の職員及び市議会議員等をいいます。）は除きます。
- (3) 募集期間 令和7年7月10日から令和7年8月12日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報（令和7年7月15日号）及び市ホームページで行います。

3 選考方法

課題「デジタル社会における市民にとっての情報公開及び個人情報保護について（自身の職務経験・知識等を交えて）」に対する提出論文について審査し、選考します。

4 応募方法

課題の小論文（800字以内）に住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、令和7年7月10日（木）から令和7年8月12日（火）までに直接持参、申込

フォーム、郵送またはFAXにて総務課情報公開係へ提出してください（郵送の場合は消印有効、郵送以外の場合は必着）。

5 選考基準

提出された論文の内容を審査のうえ、得点合計の高いものから合格者を決定します。ただし、次の事項についても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないよう配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力避けるようにします。

また、論文審査の得点が低い場合は、上記にかかわらず不合格とします。

6 論文審査

提出された論文は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。

※ 各項目につき各10点満点とします。

7 選考委員会

公募委員の選考に当たっては、情報公開・個人情報保護審議会公募委員選考委員会を設置し、市長、副市長、総務部長、総務課長が選考委員になります。

8 選考結果

選考結果については、応募者全員に通知するとともに、市報（令和7年10月1日号を予定）及び市のホームページに掲載します。

なお、応募論文は選考後に応募者に返却（データの場合は削除）します。

9 その他

情報公開・個人情報保護審議会委員の公募・選考に関する庶務は、総務部総務課情報公開係において処理します。